

第33回 原子力規格委員会 議事録

1. 日 時 平成21年6月23日(火) 13:30～17:30

2. 場 所 (社)日本電気協会 4階 C, D会議室

3. 出席者(敬称略,五十音順)

出席委員: 関村委員長(東京大学), 新田副委員長(日本原子力発電), 越塚幹事(東京大学), 鹿島(電力中央研究所), 梶本(原子力安全基盤機構), 神田(原子力安全・保安院), 楠橋(日本製鋼所), 斉藤(日立GEニュークリアエナジー), 田辺(日本原子力研究開発機構), 百々(日本原子力技術協会), 長崎(東京大学, 運転・保守分科会長), 西岡(日本原子力保険プール), 西脇(東京大学), 沼宮内(放射線計測協会, 放射線管理分科会長), 原(東京理科大学, 耐震設計分科会長), 藤沢(富士電機システムズ), 古川(三菱重工業), 増田(日本原子力発電), 宮野(東芝プラントシステム), 棟近(早稲田大学, 品質保証分科会長), 森(日本電気協会), 山口(発電設備技術検査協会), 山本(原子力安全・保安院), 吉川(京都大学名誉教授, 安全設計分科会長)

新任委員 (24名)

代理出席: 上村(原子力安全基盤機構, 寺井原子燃料分科会長代理), 市川(中部電力, 阪口代理), 波木井(東京電力, 設楽代理), 藪内(鹿島建設, 兼近代理) (4名)

欠席委員: 佐藤(原子力安全基盤機構), 千種(関西電力), 吉村(東京大学, 構造分科会長) (3名)

常時参加者: 三上(原子力安全委員会, 竹内代理) (1名)

オブザーバー: 山本(日本原子力研究開発機構), 藤田(清水建設), 間瀬(東電設計), 井原(東電設計), 堀水(日本原子力技術協会), 田中(日本原子力技術協会), 森田(東芝プラントシステム), 伝法谷(電源開発), 満名(産報出版) (9名)

説明者: 三嶋(東京電力, 計測制御検討会主査), 芦田(東京電力, 安全設計指針検討会主査), 菅原(日本原子力技術協会), 宇田川(三菱重工業), 酒井(東京電力, 耐震設計分科会委員), 奈良間(中部電力, 火災防護検討会主査), 牛島(関西電力, 火災防護検討会副主査), 白井(関西電力, 耐震設計分科会幹事), 貫井(東京電力, 耐震設計分科会委員) (9名)

事務局: 牧野, 高須, 糸田川, 国則, 平野, 石井, 田村, 大東, 井上(日本電気協会) (9名)

4. 配付資料

資料 No.33-1 第32回 原子力規格委員会 議事録(案)

資料 No.33-2-1 原子力規格委員会 委員名簿

資料 No.33-2-2 原子力規格委員会 分科会委員名簿(案)

資料 No.33-3-1 JEAG4611 公衆審査意見(集約版) 意見回答集約表

資料 No.33.3-2 JEAG4611 「安全機能を有する計測制御装置の設計指針」改定案

資料 No.33-4-1 JEAG4622 「原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程」
制定案の公衆審査結果について

資料 No.33-4-2 JEAG4622 公衆審査意見内容及び対応(案)

資料 No.33-4-3 JEAG4622 「原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程」
誤記・適正化による修正(案) 新旧比較表

資料 No.33-4-4 JEAG4622 「原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程」
制定案

資料 No.33-5-1 JEAG4625 「原子力発電所火山影響評価技術指針」制定案について

資料 No.33-5-2	JEAG4625「原子力発電所火山影響評価技術指針」制定案
資料 No.33-6-1	反対・保留意見等の論点整理と回答の方針
資料 No.33-6-2	JEAC4626(原子力発電所の火災防護規程)原子力規格委員会書面投票 意見回答集約表
資料 No.33-6-3	JEAG4607(原子力発電所の火災防護指針)原子力規格委員会書面投票 意見回答集約表
資料 No.33-6-4	JEAG4607「原子力発電所の火災防護指針」新旧比較表
資料 No.33-6-5	JEAC4626「原子力発電所の火災防護規程」制定案
資料 No.33-6-6	JEAG4607「原子力発電所の火災防護指針」改定案
資料 No.33-7-1	JEAC4616「乾式キャスクを用いる使用済燃料中間貯蔵建屋の基礎構造の設計に関する技術規程」(制定案)の概要
資料 No.33-7-2	JEAC4616「乾式キャスクを用いる使用済燃料中間貯蔵建屋の基礎構造の設計に関する技術規程」(制定案)
資料 No.33-8	基本方針策定タスクにおける課題対応について
参考資料-1	日本電気協会 原子力規格委員会 規約
参考資料-2	日本電気協会 原子力規格委員会 委員参加状況一覧
参考資料-3	日本電気協会 原子力規格委員会 規程・指針策定状況

4. 議事

規格委員会の冒頭、秋山守フェロー((財)エネルギー総合工学研究所 理事長)のご逝去に対し黙祷を奉げた。

(1) 会議開催定足数の確認について

関村委員長による代理出席者4名の承認後、事務局より、委員総数28名に対して代理出席を含め出席委員数は25名であり、委員総数の3分の2以上の出席という会議開催定足数の条件を満たしていることの報告があった。

(2) 前回議事録の確認について

事務局より、資料No.33-1に基づき、前回議事録案(事前に配付しコメントを反映済み)の説明があり、正式な議事録として承認された。

また、前回(第32回)原子力規格委員会以降の規格策定に関する動向について、以下のとおり報告があった。

1) 規格の発刊状況等

【発刊済み】

- H21.3.31 JEAG4623「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能に検証に関する指針」
- H21.5.20 JEAG4103「原子力発電所の火災防護管理指針」
- H21.5.30 JEAC4111「原子力発電所における安全のための品質保証規程」
- H21.6.10 JEAG4224「原子力発電所の設備診断に関する技術指針-放射線肉厚診断技術」
- H21.6.15 JEAG4121「原子力発電所における安全のための品質保証規程の適用指針-原子力発電所の運転段階-」

【発刊準備中】

- JEAC4601「原子力発電所耐震設計技術規程」
- JEAG4601「原子力発電所耐震設計技術指針」
- JEAG4610「原子力発電所個人線量モニタリング指針」
- JEAG4204「発電用原子燃料品質管理指針」

【公衆審査実施中】

- JEAC4624「原子力発電所の中央制御室における誤操作防止の設備設計に関する規程」制定案
H21.6.10～H21.8.9(2か月間)で公衆審査実施中
- JEAC4604「原子力発電所安全保護系の設計規程」制定案
H21.6.10～H21.8.9(2か月間)で公衆審査実施中
- JEAC4618「鋼板コンクリート構造耐震設計技術規程」制定案

2) 前回の規格委員会での書面投票実施結果

上記、公衆審査中の3規格については可決

JEAC4626「原子力発電所の火災防護規程」制定案及び JEAG4607「原子力発電所の火災防護指針」改定案

JEAC4626 は反対 3 票，JEAG4607 は反対 4 票により否決。本日再審議を予定。

JEAC4603「原子力発電所保安電源設備の設計規程」制定案

反対 2 票により否決。安全設計分科会において対応案検討中。

JEAG4612「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針」改定案

反対 3 票により否決。安全設計分科会において対応案検討中。

(3) 規格委員会委員及び分科会委員の承認について

1) 原子力規格委員会委員長の選任

関村委員長の委員長任期満了に伴い、規約に基づき原子力規格委員会委員長の選任を実施した。事務局より、出席委員は26名で委員総数の5分の4(23名)以上の決議条件を満たしていることの報告の後、委員長候補者の推薦を求めたところ、新田委員より関村委員の推薦があった。他に推薦者がいないことを確認の後、単記無記名投票を行い、関村委員が24票の過半数で委員長に選任された。また、関村委員長から、副委員長として新田委員が指名され、委員長、副委員長相談の上、幹事として越塚委員が指名された。

2) 原子力規格委員会委員の変更承認

原 耐震設計分科会長，棟近 品質保証分科会長の就任並びに退任委員4名が報告され，下記3名の新任委員の推薦があり，全員の賛成により承認された。

齊藤英世(日立GEニュークリア・エナジー)

佐藤昇平(原子力安全基盤機構)

梶本光廣(原子力安全基盤機構)

新委員承認により，委員会の委員数は24名及び分科会長7名の31名となり，本日の出席者はこの時点で28名となった。

2) 分科会委員の承認

事務局より，資料No.33-2-2に基づき，各分科会の下記の新委員候補及び業種変更の報告があり，挙手による決議の結果，全員の賛成により承認された。

(安全設計分科会) 3名

松村俊明(三菱電機) 手繰久吾(北陸電力) 古田一雄(東京大学)

(構造分科会) 2名

手繰久吾(北陸電力) 笠原直人(東京大学)

(原子燃料分科会) 1名

安倍田貞昭(三菱商事) 三菱重工業)

(品質保証分科会) 3名

沢田直史(株式会社IHI) 本田一明(東北電力) 小野祐二(原子力安全・保安院)

(耐震設計分科会) 4名

戸村典章(日本原子力発電) 植田正弘(原子力安全委員会事務局)

谷 和夫(横浜国大) 安田 進(東京電機大学)

(運転・保守分科会) 1名

宮口仁一(三菱重工業)

(4) 公衆審査における意見対応案の審議

1) JEAG4611「安全機能を有する計測制御装置の設計指針」制定案について

三嶋・計測制御検討会主査より，資料 No.33-3-1，No.33-3-2 に基づき，JEAG4611「安全機能を有する計測制御装置の設計指針」制定案について，公衆審査の意見対応案及び規格修正案について説明があった。審議の結果，本規格を成案とすること及び規格修正案を編集上の修正として扱う

ことについて、全員の賛成により可決された。

今後の進め方として、意見対応案を日本電気協会の HP で公表するとともに意見提出者へ連絡する。ただし、審議結果に対する意見募集は実施せず、発刊準備へ移行する。

2) JEAC4622 「原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程」制定案

芦田 安全設計指針検討会主査、菅原氏(日本原子力技術協会)、宇田川氏(三菱重工業)より、資料 No.33-4-1 ~ No.33-4-4 に基づき、JEAC4622 「原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程」制定案について、公衆審査の意見対応案及び規格修正案について説明があった。審議の結果、本規格を成案とすること及び規格修正案を編集上の修正として扱うことについて、賛成多数により可決された。

今後の進め方としては、上記 1)と同様とする。

3) JEAG4625 「原子力発電所火山影響評価技術指針」制定案

酒井・耐震設計分科会委員より、資料 No.33-5-1 及び No.33-5-2 に基づき、JEAG4625 「原子力発電所火山影響評価技術指針」制定案について、4/1 ~ 6/1 の間の公衆審査では意見はなかったが、規格委員会書面投票(二次投票)の結果を踏まえ、規格案の修正について説明があった。審議の結果、本規格を成案とすること及び規格修正案を編集上の修正として扱うことについて、全員の賛成により可決された。

本件は発刊準備に移行することとする。

(5)書面投票の意見対応案の審議

1) JEAC4626「原子力発電所の火災防護規程」制定案及び JEAG4607「原子力発電所の火災防護指針」改定案

奈良間 火災防護検討会主査、牛島 火災防護検討会副主査より、資料 No.33-6-1 ~ No.33-6-6 に基づき、JEAC4626 「原子力発電所の火災防護規程」制定案及び JEAG4607 「原子力発電所の火災防護指針」改定案の規格委員会書面投票結果について説明があった。本件は、第 32 回規格委員会書面投票において、反対 3 票(JEAC4626)、反対 4 票(JEAG4607)により否決されたが、反対意見を投じた委員が既に委員を退任され意見取り下げが不可能なため、規約に則り、規格委員会での再審議及び書面投票を実施するものである。審議の結果、書面投票(2次投票)を実施することについて決議し、賛成多数(3名反対、1名保留、残り 24名賛成)により可決された。

今後の進め方は下記の通りとする。

- ・書面投票期間は 6/24-7/8 (2週間)で実施することとし、2次投票となるため反対意見付き反対があっても 3分の2以上の賛成により可決。
- ・書面投票の結果、可決された場合は公衆審査に移行(2か月間)する。なお、公衆審査開始までの編集上の修正については、委員長、副委員長、幹事に判断を一任する。
- ・公衆審査の結果、意見提出が無い場合は成案とし、発刊準備に移行する。
- ・編集上の指摘が意見としてあった場合は、委員長、副委員長、幹事の判断により編集上の修正を承認頂き、修正内容については委員に通知し、発刊準備に入る。
- ・編集上の修正を除く修正がある場合は別途審議(書面審査又は委員会審議)
- ・公衆審査で意見が無く、以降発刊までの編集上の修正については、出版準備(校閲)の範疇として、分科会の責任で修正を行うものとする。

主な質疑・コメントは下記の通り。

- ・JEAGの青色太枠はJEACをそのまま記載しているが、こういう形ではJEACを買う人がいないのではないか。また、解説は要求事項ではなく達成するための手段だとすると、JEAC/JEAGの解説が違うのは何故か。

JEAG4607-1999は、平成17年にエンドースされたが、その時に次回改定ではJEACとするよう要望された。検討会で検討したが、要求事項とそれ以外ものがあり、全体を見渡してJEACは要求事項、JEAGはあくまで要求事項を達成するための考え方、考えを助けるためのものとして整理した。

- ・資料 No.33-6-1の2頁に、「選択肢を持ち得るような対策(例示)や、推奨事項、考え方等につい

ては(中略)ガイドに」と記載されているが、これは何か決まったものがあるのか。方法がこれしか無くてやらざるを得ないものは JEAC に、推奨や事例が複数個ある様なものは JEAG の解説として記述した。

- ・要求を達成するための手段が一つしかない場合どうするのか。
一つしか手段がないという事は手段が限定されるので、JEAC になる。いくつかの選択肢がある場合に、それらを全部 JEAC に記載すると、全部やらなければならないと誤解する恐れがある。実際には条件によって選択して要求事項を達成することから JEAG として記載した。
- ・事務局として、その様な理解で良いのか。
大雑把に言えば、代替案を持つ場合は JEAG、持たない場合は JEAC という事になる。
- ・JEAC の中で代替案がある場合はどうすれば良いか。JEAG を作るという事か。
JEAC の中で分かるように記載することになる。今回の場合は、要求事項とそうでないものを、はっきり分けたいという事で、検討会で議論した上で JEAC/JEAG を作った。
- ・こういうやり方が良いとは思っていないが、例示があるものは必ず JEAG にするという様になっていたのではないかと考えていた。
- ・JEAC の解説を充実させれば JEAC だけで済まないのか。JEAG の本文を見るとほとんど JEAC の本文と同じであり、JEAG に追加している 2 カ所の部分を解説にすれば良いのではないかと。
検討会の中でも同じ様な意見があったが、使う側の意見を踏まえ現在の形とした。検討会の意見では、JEAC の中に例示があると要求事項かどうか非常に迷うとのことだった。今回それを改善する方向で纏めており、前回の規格委員会、分科会においても方向性を確認させて頂いた。
- ・JEAG 本文の 2 つを JEAC の解説に入れて整理した方が分かり易いのではないかと。要求事項に対応しないと何かペナルティがあるのか。
省令 62 号に火災について記述があり、JEAG4607-1999 をエンドースして貰っている状況である。また、今回の改定では大橋 WG や火災防護審査指針などの様々な要求が出てきており、要求事項と手段とに分けて整理している。
- ・昔の電気協会規格が省令の解釈という時代から、今はエンドースされる形に変わったので、要求事項というものに対する考え方が変わってきたのだと思う。新しいやり方としてエンドースという性能規定化の方向に JEAC/JEAG も変わっていった方が良いのではないかと考える。
- ・エンドースという事について少し誤解があるかも知れないのでコメントさせて貰うと、要求事項は省令 62 号で公知している。一方でエンドースというのは、省令では性能要求しかしておらず、そのやり方は自由というのが性能規定化の主旨である。省令で要求する事を満たすための方法は色々あり、どういった方法ならば要求を満足しているのかを確認するというのがエンドースであるので、その方法でなければいけないというものではない。省令の解釈を保安院が出しており、解釈に記載していることが省令の要求を満足している事になるのだが、それに限定されるものではない。その他の方法でも事業者が技術的根拠の妥当性を示せば、省令を満たしていると解釈するので、そこは誤解しない様にして欲しい。
- ・No.33-6-4 解説 3-25(27 頁)「耐震強度や耐震構造の考慮」の「や」は曖昧であるため「及び」「又は」とすべきである。また「～により」という表現が多い。JIS には標準や規格を作る文章において「より」という語は比較以外に用いてはならないとの規程があるが電気協会の規程ではどうか。
基本的には JIS をフォローする形である。後で纏めて回答することとする。
- ・解説は規程でないことを明確にしておくべきで、これが無くても成り立つようにしておかないとエンドースされた時に不都合を生じる。解説まで規程と言うと自分で自分の首を絞めている様な事になる。JEAG の中身は本文が全て青枠で示された JEAC に当たるものなので、本文は何なのか全く見えない形になってしまっている。この様に JEAG が形を成さないものになってしまった事には反対である。また解説において「～が望ましい」「しなければならない」という表現は止めた方がよい。
- ・JEAC4209 と JEAG4210 の例を我々は持っている。これを JEAC/JEAG とすることが適切であるかどうかについて、分科会にまたがる話なのでタスクで検討すべき大きな事項かと思う。今回は、その部分は審議の対象から外して長期的な課題とさせて頂き、議論を進めることとしたいと思うがそれで良いか。
それで良い。

- ・民間規格なので、JEAG では新しいものを早く取り込み改定していきたいと考えている。特に火災防護は、設備だけでなく運用面も入ってきたため、JEAG4103 と連携しなければいけない。本来なら設計と運用を一つにするのが良いのだろうが、本規程と指針を早く世に出して議論して頂き、良いものにしていきたい。
- ・規格の経緯について説明があったが、この規定が出来上がった後、規制側でエンドースすることになると、その時点でもう一度見させてもらうことになる。今回この形で制定されたとしても、次のステップで、民間側の考えと規制側のエンドースする考えは違うと思われるので、もう一度コメントを付けることになるかも知れないが、少なくとも考え方についての意見は出させて頂きたいと思っている。

(6)規格案の審議

1)JEAC4616「乾式キャスクを用いる使用済燃料中間貯蔵建屋の基礎構造の設計に関する技術規程」制定案（耐震設計分科会）

白井・耐震設計分科会幹事，貫井・耐震設計分科会委員，藤田氏(清水建設)より，資料 No.33-7-1 及び No.33-7-2 に基づいて，JEAC4616「乾式キャスクを用いる使用済燃料中間貯蔵建屋の基礎構造の設計に関する技術規程」制定案について説明があった。審議の結果，規格委員会書面投票に移行することについて，全員の挙手により可決された。

今後の進め方は下記の通りとする。

- ・書面投票期間は 6/24-7/15（3 週間）で実施する。
- ・書面投票の結果，可決された場合は公衆審査に移行（2 か月間）する。なお，公衆審査開始までの編集上の修正については，委員長，副委員長，幹事に判断を一任する。
- ・公衆審査の結果，意見提出が無い場合は成案とし，発刊準備に移行する。
- ・編集上の指摘が意見としてあった場合は，委員長，副委員長，幹事の判断により編集上の修正を承認頂き，修正内容については委員に通知し，発刊準備に入る。
- ・編集上の修正を除く修正がある場合は別途審議（書面審査又は委員会審議）
- ・公衆審査で意見が無く，以降発刊までの編集上の修正については，出版準備（校閲）の範疇として，分科会の責任で修正を行うものとする。

主な質疑・コメントは下記の通り。

- ・地盤改良の工法が色々ある中で，「機械攪拌式」の方式に限定した理由は何か。
JEAC として今回明確な形として規定できたのは「機械攪拌式」である。他の工法についても規定したいが，現時点で信頼するに足るデータは得られていない。次回改定までには他の工法についてもデータを集めて行きたい。
- ・上部構造等については JEAC4601 に基づくのだが，本文にその構成関係，どういう流れで評価し，あるいは設計するという様な関係をフローに書いたもの(8 頁の様な図)はないのか。
建物全体の設計フローは本文に相応しくないので記載していない。本規程では建物に関しては通常の一般的な JEAC4601 で設計できるので，基礎の特殊な部分だけに限り今回規格化した。その接続部はあくまで JEAC4601 の基礎部の設計をこちらに置き換えたと理解して頂きたい。その図はコード第 編 1-3 頁に示している。
- ・杭基礎の設計フロー(16 頁)の左側に液状化の部分があるが，本文を見ると液状化の判定基準があまり書いていない。今はこの程度しか判らないと言う事か。
液状化判定についてはコード第 編 6-2 頁に最新の知見を盛り込んでいる。今まで杭基礎が成立するためには周囲の地盤もきちんとしていなければ成立しないので最近の技術，知見を盛り込んで評価できる様にしている。この 6-2 頁の液状化判定については，更に附属書（附属書 6-1）に具体的な判定方法を記載している。
- ・中間貯蔵建屋の耐震重要度分類で，遮へい機能を期待する場合には B クラス，期待しない場合には C クラスとあるが，天井走行クレーンの耐震クラスは何か。基板等のクラスを上げて作っても建屋がダメなら無駄で走行中に外れて落下する事はないと思うがリスクとして考えられる。
地震動と天井走行クレーンが走行している場合の組合せは極めて稀なケースという事で，天井クレーンはクラス無しで機能維持程度，建屋自身が C クラスか B クラスが一般的である。

- ・この技術が適用できる範囲というのはどの様なものか。杭基礎でも何 m ならこの工法が適用出来るのか。改良地盤にしても深さ方向、横方向もこうだと言うものは何かあるのか。又あるとすれば何か変えていく必要があるのかどうか。

杭基礎については 20 年ほど前までは、建築基礎構造設計指針で杭の長さはこれ以上ではダメという規程があった。最近の新しい基礎構造設計指針ではその規程はない。解析技術で杭自身の能力が判ってきたので、設計者がきちんと設計すれば良いとしている。改良地盤も同じで、その能力がきちんと見極められれば設計者は性能規程化で、建屋の際からいくら離さなくてはならないと言ったものが一切なく、建物の際ギリギリに作っても良い。もっと言えば、中を抜いて外だけでも良いと言う様にその能力が確かめられれば特に改良範囲とか杭の長さとか改良深さ等は規制していない。ただ、施工する上で機械がそれ以上施工できない物を作っても無理なので、今の機械で出来る範囲が一つのポイントである。

- ・今の説明で、設計手法での適用範囲はここまでで、この範囲を改良すれば建屋に影響がないという様な設計方法は書いてあるか。

記載している。

- ・支持地盤の選定条件で、地震に対しては Ss 地震に対して液状化の恐れがないという条件が入ってくるのだが、活断層に対してはどの様に考えているのか。地盤調査して何処までを敷地内として入れるのか、これは原子力発電所の杭とか地盤と同程度の考え方で入れるのかその辺の記述はないのか。

基本的に支持地盤の選定については JEAG4601 の技術指針で選定することになる。JEAG4601 は原子力発電所の立地に使われており、相当の支持地盤が選定される。活断層とか安定性解析とかについては JEAG4601 を前提として選定すれば良いと考える。

(7)基本方針策定タスク案件の報告及び審議

事務局から、資料 No.33-8 に基づき、第 31、32 回規格委員会のタスク案件について報告された。審議の結果、No.1 耐震問題の取り扱いの対応に伴う「活動の基本方針」の修正について、全員の賛成により可決された。また、No.6 の「委員の再任制限」については、今回のコメントを参考としながら引き続きタスクで検討を進めることとした。主な質疑・コメントは下記の通り。

- ・No.4 エンドースと本文の関係であるが、本文が解説や参考資料がなくても理解できるのであれば、エンドースされるのは本文だけという事になる。以前の JEAC は法律解釈という面があったが、性能規格化以降、色々な事例を個別の事業者が性能規定化に合っているかどうか判断するのが難しいため、民間規格として纏まった事例を規格としてエンドースして貰うという考え方で性能規定化されたと思う。規格としての位置付けが、今の時代にどういう意味を持っているのかという事を少し議論して頂きたいと思っている。

この件については、タスクにて継続的に検討する様にしたい。

- ・耐震の問題については、耐震設計分科会以外の各々の分野で、自分達に関連する耐震の問題については自分達で考えて欲しいと、柴田先生が問題提起をされたような気がする。従って整合性というのは当然で、耐震設計分科会と他の分科会との棲み分けや連携という問題提起に対しては、この回答だけでは少し言葉足らずではないかと言う気がする。

ご指摘の件は承知していて、タスクの方で耐震設計分科会からもその様な主旨の発言があり、各分科会でも耐震安全性は考えなければいけないと言う議論があった。タスクではそれを忘れることなく情報交換しようという事で今回は具体的な提案としては「活動の基本方針」にこの様な文言を入れたらどうかという提案である。

- ・本文、解説、附属書、これらを各々明確にしてほしい。本文は規程となるところで守らなければならない部分、解説はそれを説明しているだけだという位置付けで、本文だけを見ていれば要求事項は判るようにしてほしい。

「作成の手引き」にも明記されており、明確であると考えている。

- ・No.3「締切直前の反対意見への対応」について、意見対応策を見て又意見を言いたい場合も出てくると思われるので、そのような場合、また、全委員への反対意見の送付を締切当日に実施しないのであればそのことを明確にしてもらいたい。メールが読める人、読めない人もいるので本文については郵送して貰っている。どういう位置付けで何をするかを明確にして欲しい。

そこまで議論として深まった議論はしていない。

- ・委員の任期の話に入る前に、No.1 は整合だけでなく個別の件について各分野が責任を持つと共に互いに連携を取るようと言う事もあるが、今回は対応案の通り進めさせて頂き、運用して見たらどうかと考えている。
- ・委員の再任制限について、事務局により今までの論点整理や3学協会、ASME の資料も揃えて貰った。タスクで検討を進めるためにも、規格委員会委員として意見を頂けたらと思う。
- ・耐震設計分科会のデータを見ると4期目の委員が多い。特に大学・研究職分野の人が高齢化しているのは事実だ。分野にもよると思うが耐震設計の事を考えると、若い人が規程や基準に携わるチャンスを増やすためにも、ある程度今の活動を活性化の上からも経験のある方で活動が十分出来る方が参加して頂くのが良いと思っている。委員会の活性化が懸念されるという意見もあるが、それは委員会活動に参加されている方の意識を高める様に努力する道もあるのではないかなと思う。そうすれば任期制限を設けなくても良いのではないかなと思う。
分野毎の特徴、これまでの経緯とこれからの分野の発展性を考えて任期の制限はマイナスの面が出て来るという意見だろうと思う。その辺が皆さんの共通認識になっているかどうか少し慎重にステップバイステップで考えて行く必要があるのではないかなと思う。
- ・安全設計分科会もデータから見て長い委員が多く、出来るだけ若い人にも声を掛けているところである。一度に抜けられるとバランスが崩れる問題があること、安全設計という分野が多方面に関連しているので学会関係者等に感心を持って貰うという意識付けをしている所である。早く世代交代をと考えている。
学識経験者が学識経験者の後を継いで貰うと言う事だけでなく、業種区分で5割を超えないと言うある意味緩やかな制約を守りながら今の体制となっているため、今の様な学識経験者の方のご意見を伺って、タスクで議論を深めて頂くことを更に期待したい。
- ・回数、期間の制限というのは多分定員との関係もあるので定員の制限を是非撤廃し何人でも参加できるようにするともっと楽になるのではないかな。それも合わせて検討頂きたい。
25名枠という事、それもタスクで検討させて頂きます。

(9) その他

- 1) 品質保証分科会から JEAC4111 JEAG4121 改定版の発行に伴う特別講習会の開催について、7/15(水)午後に東京で開催することの報告があった。
- 2) 次回の原子力規格委員会は、平成21年9月15日(火) 13:30から開催することとした。

以 上